令和5年度

第21期第15回内水面漁場管理委員会 議事録

令和5年4月26日 三重県内水面漁場管理委員会 日時 令和5年4月26日(水)午前10時から11時まで

場所 三重県内水面漁場管理委員会委員室

議題

- 1 議案1 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について(雲出川漁業協同組合)
- 2 議案 2 和歌山県内水面漁場計画の作成に係る公聴会の開催について
- 3 その他(1) 内水面における漁業権免許の一斉切替えのスケジュールについて
 - (2) 今後の委員会等の開催予定について

出席委員

浅尾和司 大瀬公司 垣外 昇 中本恵二 笠見和彦井上亜貴 加治佐隆光 三輪 理 河村功一 金岩 稔 (※ 斜体字: Web 出席)

欠席委員

なし

事務局

事務局長林茂 幸主幹増 田健主査葛 西学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(漁業調整班)

 課長補佐兼班長
 森田和英

 主任
 中瀬 優

傍聴者

なし

計 15 名

○浅尾会長

おはようございます。それでは、ただいまから第 21 期第 15 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は委員総数 10 名中、欠席はなく Web での出席(三輪委員、河村委員、金岩委員)を 含め出席委員が 10 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第12条に基づき、議事録署名者として、垣外委員、河村委員にお願いします。

それでは議案1「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(葛西主査)

資料1の1-1ページをご覧ください。。

議案1につきましては、令和5年4月10日付け、農林水第24-4011号で三重県知事から諮問書が提出されております。内容については、知事に対し雲出川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。 事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課 (中瀬主任)

1-1ページが諮問書で、1-2ページが今回の遊漁規則変更認可申請に係る改正の概要と審査の内容について取り纏めた参考資料です。詳細は、1-3ページから1-5ページまでの新旧対照表で説明させていただきます。改正された内容は、アンダーラインを引いているところです。第3条に、1-2ページの改正の概要の①と②が反映されています。改正の理由は、竿釣り専用区域に関しては、川の状況が変化してきたことから区域の見直しを図るということです。それから天然遡上する稚鮎の保護のために小野江頭首工堰堤上での投網・張切り網を禁止するということです。続きまして1-3ページのあゆの友釣り専用区域の規定については、1-2ページの概要、③と④が該当します。川の状況の変化に伴い、友釣り区間が2kmほど縮小している状況です。あとは、堰堤等の名称の修正が1-3ページから1-4ページまで続いています。

続きまして1-4ページの現行の欄で「3 次の表に揚げる区域においては、竿釣以外の漁具、漁法で漁業を営んではならない。」と規定していた「竿釣」について、改正後には「あゆ友釣り、あまご餌釣り」と付記しています。これは、1-2ページの概要、⑤が該当します。改正の理由は、漁業監視員、組合員、遊漁者との間で竿釣りの理解が異なっており、組合としては竿釣りと言ったらあゆは友釣り、あまごは餌釣りと理解していたものの、遊漁者はそうは思わず、遊漁規則のなかに竿釣としか書いていないことからトラブル

が発生してしまうため、組合員、遊漁者ともに解りやすいように詳細な漁法について記述 するということです。

第5条はガリ釣り禁止区域についてです。ここに関しても1-2ページの概要⑤のようにガリ釣りとはどのような漁法かということを「のべ竿にナマリと素掛けバリの仕掛け」と追記のうえ、ルアー釣りについても追記し、詳しく規定しています。次の行は1-2ページの概要⑥に該当し、ガリ釣りが産卵親魚の釣獲にあたってしまうため、産卵親魚の保護を強化して天然資源を増大させる目的で全ての区間において禁止期間を設けるものです。また、ガリ釣り禁止区域の頭首工の名称が正しいものに変わっています。※印はルアー釣りの定義を細かく説明しています。

続きまして、1-4ページの第7条では、遊漁料の額を変更しています。1-2ページの概要、⑦と⑧が該当します。これまで遊漁料が未就学幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは1/2の額でしたが、遊漁者の増大を図るため、遊漁者が高校生以下の学生、生徒、児童及び女性、又は身体障害者手帳所持者は無料とします。併せて、その場でお金を徴収することをなるべく避けていただき、入川前に遊漁券の手続きをとっていただくことの周知を強化するために、加算額を上げると同時に遊漁料の無料扱いをする場合は、事前に交付手続きをすることを記述しています。これも現場でのトラブルを避けるためと聞いています。

1-5ページ、あゆの漁具・漁法の「竿釣」に新旧どちらにもアンダーラインが引かれています。ここの文言はどちらも変わっておりませんが、※印で「竿釣りとは、のべ竿に、生きた友鮎、ガリ釣及びあまご餌を付けて漁をすることで、のべ竿にルアー(疑似餌)をつけたものは、竿釣りではない。」と竿釣りの定義を細かく記述することになりました。また、あまごの竿釣りに関しても、今まで組合の理解としては餌釣りだけとしており、遊漁者とのトラブルがあったことから、餌釣りという記述を足してもらっています。併せて、遊漁区域で○○川支流と記述していたものを○○川区域と統一することになっています。

遊漁料について、あまごは今まで解禁当日だけ 3,000 円で、翌日より 1 日 1,000 円を徴収していたのですが、あゆは解禁日翌日より 1 日 3,000 円と規定されており、あまごと記述に差があり分かりにくいため、今回の改正の機に、あまごの記述をあゆと合わせ、解禁日翌日より 1 日につき 3,000 円とします。なお、あまごの日券は年間に 10 枚弱しか売れておらず、料金を変えることによって漁協経営上大きな影響はないと判断しています。

次の第2項に、遊漁料の納付のルールに電子遊漁券が追記されました。1-2ページの概要、0が該当します。

- 1-6ページと1-7ページは組合から県に提出された変更認可申請書です。
- 1-2ページの2.審査の内容について、漁業法第170条第5号の規定により「都道府 県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければな らない」となっていますので、この内容に該当するかどうかをご確認ください。

項目の一つは「遊漁を不当に制限するものではないこと」、もう一つは「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」、です。

なお、今回委員会に諮問するのは遊漁規則ですが、漁業権行使規則も同日付で申請をいただいており、県の認可を得ていることを申し添えておきます。

説明は以上です。

○浅尾会長

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明にありました議案1について、ご審議をお願いします。なにかご意見はございませんか。

○金岩委員

遊漁者に不利になるようなことではないので良いかと思います。

○三輪委員

法律の解釈がちょっとわからないものですから、お聞きするのですが、ルアー釣りを禁止することは、遊漁を不当に制限することにあたらないと考えておられるのでしょうか。

○水產資源管理課 (中瀬主任)

地元のルールのなかでやっても良い漁法、やってはいけない漁法というのが定められていると思いますが、そのなかで組合員だけやって良くて、遊漁者だけやってはいけないというものがあると遊漁を不当に制限することになります。今回の場合は組合員に対しても同じようにルアー釣りは禁止としていただくということですので、それであれば遊漁だけ不当に差別しているということには、あたらないと考えています。

○三輪委員

なるほど、そういうことなんですね。わかりました。

この件に関して、この雲出川漁協の組合長さんと電話でお話しする機会がありましたので内容を共有させていただきます。まずルアー釣りに関する禁止事項ですが、なぜルアー釣りやらせないかについては、友釣りとの間でトラブルがあったそうです。それでルアー釣りは禁止しているということを明記したいということです。では毛針釣りはどうなのかと聞いたところ、毛針釣りは許容していると。餌釣りと書いてあるのですが、毛針釣りはこれまでもやってもらっているという話でした。これは、運用としては毛針釣りを許容するということなのかもしれません。

○浅尾会長

それは、情報共有ということでよろしいですか。

○三輪委員

私としては、それで結構です。

○浅尾会長

はい、わかりました。他にご意見ございませんか。

○金岩委員

毛針であゆを釣るんですか。あゆ釣りで毛針を使うと聞いたことないんですけど。

○三輪委員

一般にあゆ釣りで毛針釣りを許可しているところと、していないところがあると思います。一部の河川ではどぶ釣りといって、淵に群れているあゆを毛針で釣る漁法があります。それは遊漁として認められている川の場合があって、その場合は特殊なあまご釣りの毛針とは全然違う仕掛けなのですが、あゆ釣り用の特殊な毛針を使ってその淵に群れているあゆを釣る漁法が許可されている場合があります。雲出川漁協に関しては、「竿釣りとは、のべ竿に、生きた友鮎、ガリ釣り及びあまご餌を付けて漁をすること」と書いてあるので、おそらくあゆの毛針釣りはないのではないかと思います。ちなみに一般のあまご釣りの毛針、フライフィッシングのフライであゆが釣れることがまれにあります。ただし、それで実際に釣るという人は、私の知る限りいないですね。非常に低い確率で出てくることはあります。特に沈めて釣る毛針の場合ですね。以上です。

○金岩委員

ありがとうございます。知らなかったです。そうすると、この改正によって毛針釣りも禁止されることになるんですか。

○水產資源管理課 (中瀬主任)

あまごで毛針をされる方がいて、それが規則で餌釣りのみと否定されたことによって、 毛針ができなくなったと理解しています。毛針竿を振る際、近くで餌釣りをしてる人の迷惑になるといったことが現場で発生していて、その対処のため、今回から竿釣りは餌釣りのみと規定されていますので、現場でどのようにトラブルへの対処をされているかという意味では漁協が一番理解されていると思っています。ただ、令和6年1月1日が漁業権の切り替わりのタイミングになりますので、今年これで一回運用してみて、切り替わりの時に実状にあわせて見直していただいたら良いのかなと考えてます。

○浅尾会長

垣外委員、どうでしょうか。

○垣外委員

発言を求められましたので回答したいと思います。今、県からも説明がありましたとおり、とりあえず現場でのトラブル、第一は現場の監視員、あるいは組合員と遊漁者との間のトラブルを未然に防止するという発想で、理事会で審議してこのように定めました。この5月いっぱいでまた遊漁規則も変わりますので。今言われましたとおり、これで解決してトラブルがゼロになるようなことは思ってないんですけど、こういったことをやってみて、年末にはまた再検討したい。あるいはルアー釣りについても年間で10枚弱の遊漁券を発売する程度ですので、これも将来私共の組合ではガリ漁、いわゆる転がしというような漁法も認めてる区間がございますので、こういった区間にルアー釣りの区間や専用期間を

定めながら釣りができないかどうかを、組合員あるいは理事会に諮って相談したうえで決 定していきたいなと思っております。その際はよろしくお願いしたいと思います。

○金岩委員

毛針を禁止する意図なんですか。

○浅尾会長

この改正後の規程を見る限りでは、餌釣りのみで毛針を禁止する。

○金岩委員

毛針も禁止する。

○浅尾会長

そうですね。

○金岩委員

そういう理解ですね。

○浅尾会長

はい。そうです。

○金岩委員

わかりました。それを確認したかっただけです。垣外委員がおっしゃられたとおり、今 後の進展にも期待しています。

○浅尾会長

ほかにご意見はございませんか。ないようでしたら、議案1につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

全員異議がないようですので、それでは議案1については、適切であると認めその旨答申いたします。

続きまして、議案 2 「和歌山県内水面漁場計画の作成に係る公聴会の開催について」を 審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(葛西主査)

資料2の2-1ページをご覧ください。

令和5年4月6日付け、資第15号で和歌山県知事から諮問書が提出されております。内容につきましては、第五種共同漁業権の一斉切替えに係る和歌山県内水面漁場計画の作成に関して、漁業法第67条第2項において準用する第64条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

当委員会が和歌山県知事に対して意見を述べようとするときは、漁業法第64条第5項の規定に基づき、公聴会を開催し、利害関係人の意見を聴く必要があります。参考までに2-8ページに漁業法の抜粋を添付しております。また、2-9ページから2-10ページに三重県内水面漁場管理委員会の公聴会に関する規程がございます。この規程の第2条に委員会において公聴会開催の決議をしなければならないとありますので、その開催についてお諮りするものです。

内水面漁場計画の内容については、水産資源管理課から説明していただきます。 事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水產資源管理課 (中瀬主任)

漁業権の申請に係る手続きなどは、この後のその他事項のなかで全体のスケジュールとして説明させていただきますが、まず漁場計画とは何かを説明させていただきます。漁業法第67条で「都道府県知事は、その管轄する内水面について、5年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとする。」、という規定があり、管轄する河川等において漁業権の内容の大元となる漁場計画を作ります。熊野川に関しては、三重県と和歌山県との県境になっているうえ、上流には奈良県の十津川村もある状況で、3県に跨っている川になっています。漁場計画を3県それぞれで作り齟齬が生じることを防ぐため、行政としては、和歌山県、奈良県、三重県の3県合同で内容の協議を既に行い、和歌山県で一括して漁場計画を作っていただく委任をさせていただいています。そのため和歌山県から各県の委員会あてに諮問があるという手続きになっています。また、各県の内水面漁場管理員会は、それぞれの管轄する水面のことしか意見できませんので、熊野川の半分の三重県側であるところに和歌山県の委員会から意見を述べていただくことはできませんし、逆に三重県からその半分の和歌山県の漁場に関して意見をいうことはできない状況もあることを申し添えておきます。

今回は、和内共第1号、熊野川の漁場計画の案についての諮問です。2-1ページが諮問書で、2-3ページが漁場計画の内容を示す事項書、2-4ページが新旧対照表です。新旧対照表を基に説明させていただきます。今回、新の項目に「個別漁業権又は団体漁業権の別」、「類似漁業権又は新規漁業権の別」がありますが、これが今回の漁業法の改正に伴い、新たに記載することとなった事項です。個別漁業権か団体漁業権かについては、例えば、個人に免許される真珠漁業や、会社が経営する定置漁業などは、個別に免許するものですので、個別漁業権になります。海面と同じく、共同漁業権のように漁協や漁連が団

体として漁業権を持つものに関しては団体漁業権です。和内共第1号の第五種共同漁業権 に関しましても、団体漁業権の扱いになっています。

類似漁業権か新規漁業権の別についてですが、類似漁業権というのはこれまでの漁場が適切かつ有効に使われてる場合に、ほぼ内容を変えずに引き継ぐ漁業権という意味ととっていただければと思います。新規漁業権は、漁場に変更がある、或いは、全くの新規の漁場を作る場合です。今回の和内共第1号に関しましては、類似漁業権ということで、漁場の区域や漁業の種類が変わることはありません。では何が変わるのかというと、今まで熊野川水系と呼称していたところが新宮川水系の熊野川になったり、本流と支流を分けて記述していたところを河川名だけにしたりと、名称の変更・統一が今回の計画におけるこれまでの10年間の計画との違いになっています。

2-6ページが和内共第1号の漁場図です。三重県と和歌山県の県境と奈良県の一部を 通っている状況が分かるかと思います。

説明は以上です。

○浅尾会長

ただいま説明のありました議案2について、ご審議をお願いします。

○加治佐委員

感想に近いものなんですけど2点あります。

2-4ページで基点の 134 度 09 分は秒まで書かなくて良いのかなと思いました。00 秒 といってるのか、あるいは 50 数秒違っても良いようなものなのか分からなかったので、少し気になりました。

もうひとつは、先日の放流の話で放流量の決定にkgか尾数のどっちが良いかとの話が出たと思うんですが、その時に和歌山が尾数になっていると伺いました。要するに一本の熊野川のなかで和歌山県側は尾数で放流し、三重県側はkgで放流するとなったような時に、ルールが混在することになるので、私の予想では大きな違いはないと思うんですが、和歌山県と接触する機会があるのであれば、そこのところは規則を変えた時に良かったですよ、あるいは、規則変えて後悔してますとかいう感触を伺っていただければと思いました。

以上2点感想に近いものなんですが、いかがでしょうか。

○浅尾会長

ありがとうございました。

水産資源管理課の中瀬さんいかがでしょうか。

○水產資源管理課 (中瀬主任)

一点目ですが、これは対岸との交点に向けた角度の線なので、秒まで細かく規定する必要はないのかなと思っています。改正としては表記が変わっただけで、139度09分なのでやや南東向きになるくらいの対岸との交点として、地元では多分これが一番わかりやすい表現だったのではないかなと思います。

○事務局(林事務局長)

二点目の和歌山が尾数、三重県がkgということについては、和歌山県に事務局から情報 収集をさせていただきたいと思います。

○浅尾会長

そういうことでよろしいでしょうか。

○加治佐委員

はい。ありがとうございます。

○金岩委員

和歌山県は、尾数で目標増殖量を設定していますが放流としては当然重量でやるわけですよね。その時に尾数がきちんと守られているのかをどうやって担保しているのか。つまり種苗の平均的g数が必要になるかと思うんですけど、その点の把握をどのようになされているのかをお聞きいただけたらありがたいかと思います。

もう一点は、この和内共第1号ですが、複数の漁協に対して共同漁業権がひとつの漁業権として与えられています。これは歴史的な経緯もあってこうなっていると思われるんですけど、その場合にそれぞれの漁協は、一体どの程度の目標増殖量、つまり漁業権を行使するための義務を負担するのかっていうのが、その6漁協のなかで決められることになっています。ところが、本来は漁協単位ごとにどこの範囲で漁業を営むということが決まっているわけですから、漁協単位で義務がどれくらいの按分であるべきかは、その漁業権を出してる側が設定するべきではないかと思います。漁業者側でそれを決めるのではなくて、ここの漁協は漁業権としてこれだけ按分された持ち分があるのだから、全体の目標増殖量のこれだけは持ってもらわないと、第五種共同漁業権の元々の理念である資源の保護が担保できないだろうと思います。そういった部分について、和歌山県がどのようにお考えであるのかをお聞きいただけたらと思います。

以上です。

○浅尾会長

今の意見にありましたことも和歌山県に問合せしていただけますか。

○事務局(林事務局長)

はい、承知いたしました。

○金岩委員

そういった意見交換が可能ならば公聴会が開かれることを希望します。

○浅尾会長

熊野川と新宮川はどう違うんですか。

○水產資源管理課(中瀬主任)

名称が違うだけです。新宮川水系の熊野川。昔は新宮川とも呼ばれていたようです。

○浅尾会長

同じ川なんですね。

○水産資源管理課 (中瀬主任)

はい。

○浅尾会長

ほかにご意見はございませんか。

ないようでしたら、議案2につきましては、公聴会を開催することとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

全員異議がないようですので、公聴会を開催することを決定します。 公聴会の日程等について、事務局から提案してください。

○事務局(葛西主査)

2-9ページから2-10ページの三重県内水面漁場管理委員会の公聴会に関する規程を ご覧ください。第5条に開催期日の1週間前までに日時、場所及び案件を三重県公報に登 載することとあります。本日、開催を決定していただきましたが、事務手続きの関係から、 公報への登載は5月9日(火)、その後関係者への通知文書発送を予定しています。

第7条に公聴会で意見を述べようとする者は、文書での提出も認められており、そういった日程を考慮しますと5月24日(水)の10時からの開催を提案させていただきます。同日の10時30分から第16回三重県内水面漁場管理委員会の開催もお願いしたいと考えています。会場は三重県勤労者福祉会館2階第2会議室を予定しています。

なお、公聴会については、Web 開催に関する規定がございませんのでその後の委員会も 含め、5月24日は対面のみでの開催とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解 をお願いします。

なお、参考までに申し上げますと、前回 10 年前になります平成 25 年は、関係者の公聴会への出席、文書での意見提出はございませんでした。その前の平成 15 年は 3 漁協と熊野市が公聴会へ出席、意見なしと異議なしという意見を述べていただいております。

提案内容については以上です。

○浅尾会長

ただいまの提案についていかがでしょうか。何かご意見ございませんか。

○委員

(意見なし)

○浅尾会長

それでは公聴会を 5 月 24 日 (水) 10 時から、その後委員会を 10 時 30 分から対面で開催することとします。

続きまして、その他事項(1)「内水面における漁業権免許の一斉切替えのスケジュール について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(葛西主査)

本日の議案2で漁業権免許の一斉切替えに向けての和歌山県内水面漁場計画案に関する公聴会の開催を審議していただきましたが、今後同様に奈良県がございます。更には、昨年度は三重県内の各漁協へのヒアリングに委員の皆様にもご協力をいただき、その節はありがとうございました。今後、三重県におきましても本格化してまいります漁業権免許の一斉切替えに関するスケジュールについて、確認をさせていただきます。

内容につきましては、水産資源管理課から説明をしていただきます。 事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水產資源管理課 (中瀬主任)

資料3をご覧ください。3-1ページに令和6年1月1日が免許日となる三重県の第五種共同漁業権、内水面の漁業権の切替えに向けたスケジュールを示しています。

去年の4月、5月くらいから、委員の皆さんにもご協力いただき、行使状況の事前調査、ヒアリングを進めてまいりました。それに関して内水面の漁場計画の要望もいただくなかで、素案を作ってきたのが今までの流れです。令和4年10月から令和5年2月にかけて、内水面の利害関係人として漁場に関係する皆さんからの意見をいただいたり、河川の管理者等関係機関との協議を進めさせていただいたりしたうえで、令和5年2月にその意見に検討を加えて結果を公表しました。

その素案を基に内水面漁場計画の原案を作ってありますので、本年6月頃に諮問させていただければと思います。公聴会の時期は諮問から一月ほどおいて7月から8月に開催していただき、諮問に対する答申をいただきます。その後、県で内水面漁場計画を公示します。その計画対して各漁協から漁業権免許の申請をしていただく流れになります。それに伴う漁協対象の免許申請の説明会を8月頃には実施したいと思っています。免許の申請期間を公示から2か月から3か月取り、令和5年11月頃に申請された内容に関しまして貴委員会に諮問させていただき、そこで審査していただくことになります。その後に免許していく流れになります。

3-2ページが現在三重県にある内水面漁場計画の一覧です。大きく変わったところだけ書いてあり、基本的には漁業権のほとんどが、現状あるものが継続される漁場計画を立

てさせていただきます。一部、漁業権対象種が減ったり増えたりするところもありますが、 そういった内容についても、今後の公聴会等でご意見が聞ければ良いのかなと思っていま す。

3-3ページはメモ書きですが、三重県以外の漁場計画です。和内共第1号に関しましては、今回諮問させていただきました。奈良県には奈内共第39号と第40号があり、名張市にある五月川漁協が関係します。奈良県に流れて行く川ですので、こちらに関しても奈良県との協議のなかで、奈良県で漁場計画を作っていただくことになっています。この諮問に関しては、三重県の内水面漁場計画の諮問と時期をあわせるではどうかと話をしてありますので、6月頃に三重県と奈良県の分をあわせて内水面漁場計画の諮問をさせていただくと思います。その際はよろしくお願いします。

説明は以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明について、何かご意見はございませんか。

ないようですので、その他事項(2)「今後の委員会等の日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(葛西主査)

資料4の4-1ページをご覧ください。

先ほど説明のあった漁業権免許の一斉切替えに関するスケジュールと重複する箇所もございますが、令和5年度の内水面漁場管理委員会等の予定を説明させていただきます。

本日4月26日、本年度1回目の委員会を開催させていただき、5月24日に公聴会と本年度2回目の委員会を開催させていただきます。委員会の議題については、和歌山県内の内水面漁場計画の答申の他に、漁業調整規則の一部改正とコイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示を予定しています。

- 5月26日には、全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会が東京都で開催されます。4-2ページに開催通知があり、浅尾会長に出席していただく予定です。
- 4-1ページに戻っていただいて、7月には本日の議案2で審議していただきました和歌山県内水面漁場計画の作成に係る公聴会の開催についてと同様に、三重県と奈良県に係る公聴会の開催についてお諮りします。併せて5月の全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の報告を予定しています。
- 8月頃には三重県と奈良県に関する公聴会、同日にその内水面漁場計画についての答申、 和歌山県の免許申請適格性の答申を予定しています。
- 11月頃には、三重県と奈良県の免許申請適格性の答申、全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会への提出議題の協議。

その後、中日本ブロック協議会が今年度は奈良県で開催される予定で、その結果報告と令和6年度目標増殖量の事前協議を1月頃に考えています。令和6年度目標増殖量について、各漁協への意見照会を経て、2月頃に令和6年度目標増殖量を決定したいと考えています。

令和5年度の予定を大まかにお示しさせていただきましたが、開催月や付議事項等につ

いては、変更等が生じる可能性がありますことをご承知いただきますようお願いします。 事務局からは以上です。

○浅尾会長

ただいまの今後の日程説明について、何かご意見はございませんか。

ないようですので、日程案に示されましたとおり、本年は三重県の免許切替えもあり、 いろいろお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。これをもちまして委員会を閉会いたします。ありがとうございました。